

令和 7 年 5 月 吉日

各関係施設長 様

流山市マイナンバーカード出張申請事務局
(受託事業者 株式会社ウィルエージェンシー)
(流山市市民生活部市民課住民記録係)

福祉施設等向けマイナンバーカード出張申請事業について

向暑の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

この度、流山市マイナンバーカード出張申請業務にて、弊社が運営委託事業者として選定され、流山市内の福祉施設等を対象にしたマイナンバーカードの出張申請事業を令和 7 年 6 月 2 日 (月) から令和 8 年 3 月 31 日 (火) まで行うこととなりました。

この事業は、市役所窓口への来庁が困難な市民や外出が困難な市民などに対して、市内に所在する施設等に訪問し、マイナンバーカードの出張申請窓口を開設し、申請手続きにおける支援を実施する目的となります。事前に申込みをいただき、日時調整後、申請支援スタッフ及び市の職員が各福祉施設等へ伺い、マイナンバーカード出張申請の受付を実施いたします。

つきましては、申請をご希望の場合、裏面（申請受付の進め方）をご確認いただき、下記の予約専用電話へお申込みください。

ご質問等ありましたら事務局へご連絡ください。

記

- 予約専用電話番号 080-3275-4236
- 受付開始 令和 7 年 6 月 2 日 (月)
- ※ お申込みから出張日までは、約 1 か月程度かかります
- 受付時間 9 時～17 時 (月～金、※土日祝日を除く)
- 申込期限 令和 8 年 2 月 27 日 (金)

流山市マイナンバーカード出張申請事務局

TEL : 080-3275-4236 (受付 : 09:00～17:00)

※ 土日祝日を除く

FAX : 03-5269-6362

受託事業者 株式会社ウィルエージェンシー

東京都新宿区新宿 4 丁目 3-17

FORECAST 新宿 SOUTH7 階

委託元 流山市市民生活部市民課窓口住民記録係

TEL:04-7150-6075

1. 予約受付の流れ

①予約専用電話（080-3275-4236）にお電話をお願いします

※又は、同封の【申込書】マイナンバーカード出張申請を FAX 送信をお願いします。

②出張希望日時を第三希望まで及びおおよその申請予定者数を伝えてください。訪問日時について、翌営業日以降に運営事務局から改めて日時確定のお電話をします。

③訪問日時決定後、事務局から「申請予定者名簿の様式」を電子メールにて送信致します。申請予定者名簿の作成をお願いします。

申請予定者名簿を、流山市マイナンバーカード出張申請事務局宛に電子メール、またはFAXで提出してください。

◆電子メールの場合：nagareyama.mc@willagency.co.jp / FAXの場合 03-5269-6362

※電子メールで提出の場合、必ずパスワードを設定してください。

パスワード（共通）：nagareyamamc

2. 申請受付当日の流れ

（1）申請受付

・申請支援スタッフと市の職員が福祉施設等に伺い、事前に提出頂きました申請予定者名簿をもとに、申請を行います。

・市の職員が申請者の本人確認を行います。

※状況に応じて、本人確認書類の原本を目視確認後、コピーを取ります。

・申請支援スタッフが iPad 等の撮影機材で、申請者の顔写真を撮影し、持ち込むプリンタで印刷します。

・申請者本人に申請書の署名欄に、ご署名をいただきます。

◆成年後見人制度利用者への案内

当日は、後見人の同席が必要です（同席ができない場合は申請ができません）。

（2）カードの受取り

申請後、約 1 ヶ月程度でマイナンバーカードが完成します。マイナンバーカード受取りは次の通りです。

①流山市民で申請時に本人確認書類（原本）を提示できた方

・・・施設宛に郵送でカードが届きます。

住民票住所が施設ではない方は、施設作成の入所証明書が必要です。（任意書式）

②流山市民で申請時に本人確認書類（原本）が揃わず提示できなかった方

・・・住民票住所に交付通知書（はがき）が届きますので、役場窓口で受取をお願いします。

原則受取は本人のみですが、難しい場合は [TEL:04-7150-6075](tel:04-7150-6075) へお電話いただくか、

右の QR コードからご確認をお願いします。

↓代理受取方法↓



③流山市民ではない方

・・・お住まいの市町村によって受取方法が異なります。出張申込後に該当市町村へ確認となります。確認に時間がかかる場合がございますのでご了承ください。

3. 当日ご用意いただくもの

(申請者)

下記の本人確認書類**原本**(全員)、通知カード(ある方のみ)、入所証明書(対象の方のみ)

1点で確認できるもの…運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード(写真あり)・障害者手帳・在留カード・特別永住者証明書など

2点で確認できるもの…資格確認書・保険証・介護保険証・住民基本台帳カード(写真なし)・各種医療証・年金手帳・医療受給者証などのうち2点

※「氏名と住所」または「氏名と生年月日」が記載されているものに限る

(後見人※制度利用者のみ)

登記事項証明書、後見人の本人確認書類(顔写真つき1点または、顔写真なし2点)

(施設側)

コンセントがある会議室などの申請会場、長机2本程度、椅子4～5脚程度

その他、顔写真の撮影にあたり、申請者を誘導するなど補助をお願いします。

4. 注意事項

流山市外の方、成年後見人制度利用者などは状況により申請をお受けできない場合もございます。

以上